

議案第39号

八幡浜市企業等誘致促進条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和5年6月5日提出

八幡浜市長 大城 一郎

記

八幡浜市企業等誘致促進条例の一部を改正する条例

八幡浜市企業等誘致促進条例（平成28年条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正前の欄に掲げる規定で改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 新規雇用従業員 工場立地に伴い新たに雇用される従業員（短時間労働者（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に定めるものをいう。）を含む。）をいう。</u></p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p>(奨励金の額等)</p> <p>第5条 企業等立地促進奨励金の額は、次のいずれかの額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 土地の取得に係る額を除いた投下固定資産額の <u>100分の40</u> 以内の額とし、 <u>1億円</u> を限度とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 雇用促進奨励金の額は _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>、新規雇用従業員</u>（奨励金交付時に本市に1</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p>(奨励金の額)</p> <p>第5条 企業等立地促進奨励金の額は、次のいずれかの額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 土地の取得に係る額を除いた投下固定資産額の <u>100分の5</u> 以内の額とし、 <u>5,000万円</u> を限度とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 雇用促進奨励金の額は、<u>当該工場立地の操業開始の日の前後1年以内に、本市に住所を有する者を雇用し、引き続き1年以上雇用（操業開始の日前に雇用した者については、当該操業開始の日から1年以上とする。）した企業に対して、従業員</u> _____（奨励金交付時に本市に1</p> |

年以上住所を有する者で、市長が別に定める者) 1人につき 50万円以内の額とし、5,000万円を限度とする。

4 前項に規定する奨励金の交付については、次の全てを満たさなければならない。

(1) 当該工場立地の操業開始の日前1年以内又は同日から起算して4年を経過する年度末までに、本市に住所を有する新規雇用従業員を雇用すること。

(2) 前号に掲げる者を引き続き1年以上(操業開始の日前に雇用した者については、当該操業開始の日から1年以上)雇用すること。

(奨励金の交付)

第10条 企業等立地促進奨励金については、操業開始に伴い当該指定事業者に係る市税等が完納された日以降に 一括して 交付する。

2 雇用促進奨励金については、第5条第3項に規定する 新規雇用従業員 を雇用して1年を経過した日以降に交付する。

年以上住所を有する者で、市長が別に定める者) 1人につき 30万円以内の額とし、1,500万円を限度とする。

(奨励金の交付)

第10条 企業等立地促進奨励金については、操業開始に伴い当該指定事業者に係る市税等が完納された日以降に _____ 交付する。 ただし、3年間に分割して交付するものとする。

2 雇用促進奨励金については、第5条第3項に規定する 従業員 を雇用して1年を経過した日以降に交付する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

奨励金の交付額及び限度額の引上げにより、本市における企業誘致促進の強化を図るため。